

申請者

労働局

「交付申請書」
「事業実施計画書」の作成
(様式第1号、別紙1・2)

提出

「交付申請書」
「事業実施計画書」
の審査

(交付申請から交付決定まで約
1か月程度かかります。)

(交付決定通知が来たら)
○計画に基づき、**事業(設備投資等と事業場内最低賃金引上げ※)の実施**

交付(不交付)決定通知

<事業実施期間中に…>

※事業場内最低賃金の引上げは**申請(郵送の場合は労働局到着)後**に行うことができますが、設備投資等は**交付決定後**に行う必要があります。

事業計画を変更する場合
(様式第3号)

事業計画変更申請書

審査・通知

承認(不承認)通知

事業計画を中止する場合
(様式第5号)

事業廃止承認申請書

審査・通知

承認(不承認)通知

事業完了に遅れが見込まれる場合
(様式第7号)

事業完了予定期日
変更報告書

確認

必要な連絡

<事業完了>
(経費の支払いも含む)

事業完了日から起算して1月を経過する日or翌年度4月
10日のいずれか早い日まで

「事業実績報告書」「支給
申請書」の作成
(様式第9号、別紙1・2、様
式第10号)

提出

「事業実績報告書」「支給
申請書」の審査

(原則20日以内)

助成金の受領

額の確定・支給決定通知

助成金支払い

- ①又は②のいずれか遅い日から起算して1月以内
- ①賃金額を引き上げてから支払請求手続きを行った日の前日
- ②賃金額を引き上げてから6月を経過した日

「状況報告」の作成
(様式第8号)

提出

「状況報告」の審査

助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに
(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

「消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額報告書」作成
(様式第12号)

提出

「消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額報告書」
の審査

(返還が生じる場合)

返還金の請求

(審査の結果、
返還が生じる場合)

返還金の支払い